

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### （1）固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、器具及び備品、ソフトウェア・・・定額法による

### 3. 重要な会計方針の変更

修繕積立金、園舎改築資金積立金、園庭・駐車場整備積立金の名称を保育所施設・設備整備積立金へ変更する。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりである。

（1）法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

（2）事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない。

（3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

（4）拠点区分

ア 本部拠点（社会福祉事業）

イ いのこ保育園拠点（社会福祉事業）

ウ あづまこども園拠点（社会福祉事業）

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地      | 9,616,860  | 0     | 0         | 9,616,860  |
| 建物      | 67,620,876 | 0     | 5,689,591 | 61,931,285 |
| 合計      | 77,237,736 | 0     | 5,689,591 | 71,548,145 |

### 7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金特別積立金223,063円を取り崩した。

### 8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|              | 取得価額        | 減価償却累計額     | 当期末残高      |
|--------------|-------------|-------------|------------|
| 建物（基本財産）     | 118,346,894 | 56,415,609  | 61,931,285 |
| 建物（その他の固定資産） | 45,163,127  | 31,957,546  | 13,205,581 |
| 構築物          | 23,059,465  | 17,359,470  | 5,699,995  |
| 器具及び備品       | 21,866,051  | 14,352,290  | 7,513,761  |
| ソフトウェア       | 1,822,113   | 1,214,361   | 607,752    |
| 合計           | 210,257,650 | 121,299,276 | 88,958,374 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 9,703,440 | 0             | 9,703,440 |
| 合計    | 9,703,440 | 0             | 9,703,440 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

## 計算書類に対する注記（いのこ保育園用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
・建物、構築物、器具及び備品、ソフトウェア・・・定額法による

### 3. 重要な会計方針の変更

修繕積立金の名称を保育所施設・設備整備積立金へ変更する。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）  
当法人では事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 拠点区分
  - ア 本部拠点（社会福祉事業）
  - イ いのこ保育園拠点（社会福祉事業）
  - ウ あづまこども園拠点（社会福祉事業）

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地      | 0          | 0     | 0         | 0          |
| 建物      | 61,476,870 | 0     | 5,300,597 | 56,176,273 |
| 合計      | 61,476,870 | 0     | 5,300,597 | 56,176,273 |

### 7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 8. 担保に供している資産

該当なし

**9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

|              | 取得価額        | 減価償却累計額     | (単位：円)<br>当期末残高 |
|--------------|-------------|-------------|-----------------|
| 建物（基本財産）     | 109,890,494 | 53,714,221  | 56,176,273      |
| 建物（その他の固定資産） | 35,266,462  | 25,813,112  | 9,453,350       |
| 構築物          | 20,490,825  | 16,644,857  | 3,845,968       |
| 器具及び備品       | 12,395,531  | 8,047,530   | 4,348,001       |
| ソフトウェア       | 1,033,713   | 728,181     | 305,532         |
| 合計           | 179,077,025 | 104,947,901 | 74,129,124      |

**10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

|       | 債権額     | 徴収不能引当金の当期末残高 | (単位：円)<br>債権の当期末残高 |
|-------|---------|---------------|--------------------|
| 事業未収金 | 587,600 | 0             | 587,600            |
| 合計    | 587,600 | 0             | 587,600            |

**11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

該当なし

**12. 関連当事者との取引の内容**

該当なし

**13. 重要な偶発債務**

該当なし

**14. 重要な後発事象**

該当なし

**15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け**

該当なし

## 計算書類に対する注記（あづまこども園用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、器具及び備品、ソフトウェア・・・定額法による

### 3. 重要な会計方針の変更

修繕積立金、園舎改築資金積立金、園庭・駐車場整備積立金の名称を保育所施設・設備整備積立金へ変更する。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりである。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(4) 拠点区分

ア 本部拠点（社会福祉事業）

イ いのこ保育園拠点（社会福祉事業）

ウ あづまこども園拠点（社会福祉事業）

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額   | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|---------|------------|
| 土地      | 9,616,860  | 0     | 0       | 9,616,860  |
| 建物      | 6,144,006  | 0     | 388,994 | 5,755,012  |
| 合計      | 15,760,866 | 0     | 388,994 | 15,371,872 |

### 7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金特別積立金223,063円を取り崩した。

### 8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|              | 取得価額       | 減価償却累計額    | 当期末残高      |
|--------------|------------|------------|------------|
| 建物（基本財産）     | 8,456,400  | 2,701,388  | 5,755,012  |
| 建物（その他の固定資産） | 9,896,665  | 6,144,434  | 3,752,231  |
| 構築物          | 2,568,640  | 714,613    | 1,854,027  |
| 器具及び備品       | 9,470,520  | 6,304,760  | 3,165,760  |
| ソフトウェア       | 788,400    | 486,180    | 302,220    |
| 合計           | 31,180,625 | 16,351,375 | 14,829,250 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 9,115,840 | 0             | 9,115,840 |
| 合計    | 9,115,840 | 0             | 9,115,840 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし